

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

### 第1章 株主の権利・平等性の確保

#### 【基本原則1、株主の権利・平等性の確保】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、様々な情報を迅速かつ公平に開示し、全ての株主の実質的な平等性の確保に努めております。

また、少数株主にも認められている権利については、その行使の手続きを株式取扱規則に定め、確保に努めております。

#### 【原則1-1、株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、積極的に情報を開示しております。

#### 【補充原則1-1-1】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社では、株主総会における議案について相当数の反対があった場合には、その要因を分析するとともに、株主との対話その他の対応の要否について検討しております。

#### 【補充原則1-1-2】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委託するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、監査等委員会設置会社に移行するとともに独立社外取締役を3名選任することによって取締役の業務執行の監督機能を強化し、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制を整えております。

なお、当社では株主総会の決議事項である自己株式の取得及び剰余金の配当を、定款の定めにより、取締役会に委任しております。

**【補充原則 1 - 1 - 3】**

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。また、少数株主にも認められている権利については、行使の手続を株式取扱規則に定めるなど、その確保に十分に配慮しております。

**【原則 1 - 2、株主総会における権利行使】**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る環境整備を行うべきである。

当社は、より多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、その開催日や開催場所の設定に努めております。また、出席できない株主については、郵送による議決権行使の方法を採用し、株主が議決権を行使しやすい環境を整備しております。

**【補充原則 1 - 2 - 1】**

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきと考えております。そのため、株主総会付議議案については、取締役会での決議後すみやかに開示するよう努めております。

**【補充原則 1 - 2 - 2】**

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。また、招集通知を発送する前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。

**【補充原則 1 - 2 - 3】**

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会の議案について株主が十分に検討できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定に努めております。

**【補充原則 1 - 2 - 4】**

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、2016年3月末時点で外国法人等が保有する株式数が2千株（構成比率0.0%）にとどまるため、業務面やコスト面を勘案して、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施していません。

今後も、機関投資家や海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討いたします。

**【補充原則 1 - 2 - 5】**

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、信託銀行等と協議のうえに対応します。

**【原則 1 - 3、資本政策の基本的な方針】**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、利益を源泉とする利益剰余金と資本取引から生じる資本剰余金とのバランスを考えながら、成長のための投資資金を安定的に調達できる強固な財務基盤を確保することを、資本政策の基本的な方針としております。なお、資本効率を向上するとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、市場環境等を勘案しながら、適切な時期に自己株式を取得します。

また、資本効率を重視し株主価値と事業価値の増大を図ることを、株主還元に関する基本的な方針としております。利益配分については、連結配当性向約30%を基準として、業績を反映した適正な利益還元の維持に努めます。内部留保金やキャッシュフローについては、市況の変動や競争の激化に備えて、財務体質やコスト競争力の強化、将来の事業展開やM&A投資など、企業価値の増大のための投資を優先させ、同時に経営基盤の確立に充当する方針です。

**【原則 1 - 4、いわゆる政策保有株式】**

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社における政策保有株式は、安定的な取引関係の維持や営業推進などを目的として保有する方針であり、こうした株式の取得や処分については、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金の活用方法はないか等の観点から担当取締役が適宜検証し、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

また、こうした株式に係る議決権の行使については、その議案が当社の保有方針に沿うか、発行会社の健全な経営に役立つか、当社の中長期的な企業価値向上に資するかなど、個々の株式に応じて総合的に判断しています。

**【原則 1 - 5、いわゆる買収防衛策】**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、持続可能な成長及び企業価値の向上が経営の最重要課題であると認識しており、現段階では買収防衛策を導入する予定はありません。

**【補充原則 1 - 5 - 1】**

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を速やかに開示いたします。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げません。

**【原則 1 - 6、株主の利益を害する可能性のある資本政策】**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、独立社外取締役の意見を配慮しつつ、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに情報を速やかに開示し、必要に応じて株主総会や決算説明会等の場において十分な説明を行います。

**【原則 1 - 7、関連当事者間の取引】**

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、取締役や主要株主など関連当事者との取引については、社内規程に基づいて、主に当社との利益相反や取引の公平性の観点から、取締役会での承認を得ることとしております。また、取締役会で承認を得た関連当事者との取引の内容については、取締役会に定期的に報告し意見を求めることにより、監視を行っております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 【基本原則2、株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創出のため、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めております。

### 【原則2 - 1、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社グループの経営理念は、「明日(A)へ向けてまく種子(SEED)は、自然と環境に感合して、萌芽し花を咲かせ、そして豊かな果実を实らせる。さらに安定した良樹となって、豊かな自然(社会)を形成していく。我々の企業は、社会の変化を予測して対応し、しかも、道義と因果律に基づいて成長しながら、人の幸福を通じて豊かな社会の実現に貢献する。」であります。

また、ステークホルダーに対するグループミッションとして、次の通り「バランスある企業価値の最大化」を掲げております。

#### 事業価値

時代の要請と顧客ニーズにあった、すぐれた技術、製品及びサービスを提供し、社会の便益を図り、生活者とともに真の豊かさを実現する。

#### 人間価値

人間尊重と人材育成を基本とし、社員の福祉向上と能力開発に努力し、働く個人に自己実現の場を提供する。

#### 社会価値

自然、人類や社会の持続的・調和的な発展に貢献するため、市民社会のよき一員として積極的にその役割を果たす。

#### 資本価値

組織の総力を結集して行動し、明日の事業価値(収穫)のための利益(種子)を確保し、企業存続と変革に要する未来費用として必要な付加価値の増大に努力する。

### 【原則2 - 2、会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社グループでは、全ての役職員が保有・継承すべき価値観として「アシードウェイ」10か条を制定するとともに、全ての役職員が社会道德の実践と法令の遵守を根本姿勢として行動していくことを目的に、「アシードウェイ倫理行動規範」を以下の通り定めております。経営理念と合わせて、当社の価値観を浸透させるため、全役職員に対して繰り返し説明する機会を設けております。

1. 顧客との共栄

私たちは、会社をよき売り手とするため、お客様へ奉仕し、約束を果たします

2. 取引先との共栄

私たちは、会社をよき買い手とするため、信頼と公正な商慣習を励行します

3. 社員との共栄

私たちは、会社を自己実現の場所とするため、日々研鑽努力します

4. 社会との共栄

私たちは、会社をよき隣人とするため、道徳を守り、貢献します

5. 株主との共栄

私たちは、会社をよき投資の対象とするため、透明で法令を遵守した企業活動を実践します

【補充原則 2 - 2 - 1】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社グループでは、経営理念及び倫理行動規範が掲載されたグループ憲章を全役職員に配布し、朝礼等で計画的に読み合わせるにより浸透を図っております。

【原則 2 - 3、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、CSR活動の一環として環境対策及び環境方針を定め、ホームページにて開示しております。

【補充原則 2 - 3 - 1】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう努めております。

【原則 2 - 4、女性の活用を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、女性従業員が活躍できる職場環境作りやワークライフバランスの実現に向けた施策として、年齢・性別を問わず、育児や介護等の様々な状況に応じた働き方が可能な環境を提供しております。

#### 【原則 2 - 5、内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程を制定し、従業員等が不利益を被ることなく、違法または不適切な行為等を相談できる通報窓口を設置しております。担当の取締役が、その運用状況を適宜確認し、必要に応じて取締役会に報告しております。

#### 【補充原則 2 - 5 - 1】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社では、内部通報の窓口を複数設け、寄せられた情報は監査等委員会と共有することにしております。また、規程により、情報提供者が保護される体制を整備しております。

### 第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【基本原則 3、適切な情報開示と透明性の確保】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても当社ホームページ等の方法により積極的に提供しております。また、情報の開示にあたっては、正確で分かりやすく、利用者にとって有用性の高い記載に努めております。

#### 【原則 3 - 1、情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- ( ) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- ( ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- ( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- ( ) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- ( ) 取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

( ) 当社では、グループの経営理念や中長期的な経営戦略を定め、毎期の事業報告書に開示しております。また、当社のホームページ( <http://www.aseed-hd.co.jp> )にも、グループの経営理念や今後の展開方針を開示しております。

( ) 当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性や透明性を確保しております。また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しております。引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

( ) 取締役の報酬については、株主総会において決議された取締役の報酬総額の範囲内で、経済情勢や会社の経営内容、個々の職責および実績等を考慮し、監査等委員以外の取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

( ) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、次の方針に基づいて、取締役会の決議により決定しております。

#### 経営陣幹部と監査等委員以外の取締役候補

当社グループ全体の更なる発展への貢献が期待できること、管掌部門の問題を適確に把握して他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断して、選任及び指名する。

#### 監査等委員となる取締役候補

取締役の職務を監査・監督し法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断して、指名する。

( ) 当社では、社外取締役候補については、その指名理由を株主総会招集通知に記載しております。経営陣幹部の選任と他の取締役候補の指名については、上記( )に記載の方針及び手続きに基づいて、行っております。

#### 【補充原則 3 - 1 - 1】

上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、株主をはじめステークホルダーに対して正確な情報伝達ができるよう、情報の開示に当たっては分かりやすく具体的な記述に努めております。

#### 【補充原則 3 - 1 - 2】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社では、英語版の会社案内( Company Profile )を作成しているほか、ホームページに英語での情報を一部掲載しておりますが、それ以外には英語での情報開示は実施しておりません。

今後も、海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、英語での情報の開示・提供の充実にについて検討いたします。



【原則 3 - 2、外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が適正な監査を行えるよう、財経グループと内部統制監査室が監査等委員会や経営企画グループとも連携して、監査スケジュールや監査体制の調整に努めております。

【補充原則 3 - 2 - 1】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- ( ) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- ( ) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
- ( ) 当社では、適格性、管理体制、監査実績、監査報酬等を総合的に勘案して、外部会計監査人を選定しております。また、監査実施状況や監査報告等により職務の実施状況を把握して、外部会計監査人を評価しております。
- ( ) 意見交換や監査実施状況等により、外部会計監査人の独立性と専門性の有無について確認しております。なお、当社の現在の外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題ないものと認識しております。

【補充原則 3 - 2 - 2】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- ( ) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- ( ) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- ( ) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- ( ) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立
- ( ) 外部会計監査人と事前に協議して監査スケジュールを調整し、十分な監査時間を確保しております。
- ( ) 外部会計監査人から要請があれば、社長をはじめ経営陣幹部は必ず面談することとしております。
- ( ) 外部会計監査人と監査等委員や内部統制監査室は、会計監査や業務監査を通じて連携を確保しております。また、社外取締役には必要に応じて連携できる体制を整備しております。
- ( ) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、内部統制監査室が調査し、その結果を社長及び経営陣に報告いたします。また、監査等委員会は、その内容を吟味し、必要に応じて関連部署と連携して調査するとともに、必要な是正を求めることとしております。

## 第4章 取締役会等の責務

### 【基本原則4、取締役会等の責務】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会において企業戦略や中期計画等の方向性を決定しております。また、執行役員制度を採用して迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、監査等委員会設置会社として社外取締役を複数名選任することにより、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査・監督体制を構築しております。

### 【原則4-1、取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社では、取締役会は経営理念に沿った戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、社外取締役からの積極的な意見や建設的な議論を踏まえて、経営戦略や経営計画等を策定し、重要な業務執行を決定しております。

### 【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令ならびに定款に定める事項のほか、「取締役会規則」で取締役会に付議すべき事項を明確にしております。

また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、取締役会は法令・定款および「取締役会規則」に定められた事項以外の業務執行を取締役に委任し、各取締役は「職務権限規程」や「稟議規程」等に基づいて業務を執行しております。

### 【補充原則4-1-2】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、株主や投資家の皆さまに当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくため、長期的な経営戦略やビジョンとともに、事業年度毎の業績等の見通しを開示しております。一方、中期経営計画については、M & A や業務提携等により数値が大幅に変動することがあるため具体的な目標は策定しておりませんが、取締役会で中期ビジョンを含む経営方針書を決議し、その進捗状況や対応内容について監視や監督を行うことによって、その実現に努めております。

**【補充原則 4 - 1 - 3】**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

当社は、社長交代や取締役の選任がある場合は、株主総会開催前の取締役会において、複数名の社外取締役を交えて審議し、透明性・公平性の高い後継者指名を行える体制を整えております。

**【原則 4 - 2、取締役会の役割・責務(2)】**

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、取締役会において決議すべき提案について、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、承認された提案は担当の取締役や執行役員が執行しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、業績を勘案して決定しております。

**【補充原則 4 - 2 - 1】**

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

現在、経営陣の報酬は業績と連動する仕組みを一部取り入れておりますが、自社株報酬など中長期的な業績と連動する仕組みについて、必要に応じて検討してまいります。

**【原則 4 - 3、取締役会の役割・責務(3)】**

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、複数名の社外取締役を構成員に含む取締役会において会社の業績等を評価し、その評価を経営陣幹部の人事に反映しております。

情報開示については、経営企画グループ、経財グループ、総務グループなど関係部署が都度協議し、担当の取締役や執行役員が確認したうえで、適時かつ正確な情報開示に努めております。

関連当事者との取引については、社内規程により事前に取締役会での決議を必要としております。また、全ての取締役を対象に当社との取引の有無を確認するアンケートを年1回実施し、当社との利益相反取引を管理しております。

**【補充原則 4 - 3 - 1】**

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、経営陣幹部の選任や解任について、複数名の社外取締役を構成員に含む取締役会において、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い審議を行っております。

**【補充原則 4 - 3 - 2】**

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切にリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社グループでは、倫理行動規範を制定して全役職員に配布することにより、コンプライアンスの浸透を図っております。また、内部統制に関する監査はその整備状況と運用状況に重点を置いて実施され、その結果は経営陣へ随時報告されております。

**【原則 4 - 4、監査役及び監査役会の役割・責務】**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査等委員3名のうち2名が社外取締役であり、独立した客観的な立場でその責務を果たしております。また、監査等委員は、企業経営の経験者や弁護士など各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知見を活かして取締役会において積極的に意見を述べております。

**【補充原則 4 - 4 - 1】**

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員 3 名のうち 2 名が社外取締役であり、強固な独立性を有する監査等委員会となっております。常勤の監査等委員は、当社の取締役会に加えて主要な事業会社の取締役会にも随時出席し、他の監査等委員と定期的に情報共有を行っております。また、他の社外取締役とも、必要に応じて連携できる体制を確保しております。

**【原則 4 - 5、取締役・監査役等の受託者責任】**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び経営陣は、株主からの受託者責任を果たすためには適切な情報開示が重要であると認識しており、各ステークホルダーに対して必要な情報は積極的に開示しております。

**【原則 4 - 6、経営の監督と執行】**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行に携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、3 名（うち 2 名は監査等委員）の社外取締役を選任し、取締役会において積極的に意見を伺うことで、実効性のある経営の監督体制を構築しております。

**【原則 4 - 7、独立社外取締役の役割・責務】**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- ( ) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
  - ( ) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
  - ( ) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
  - ( ) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
- ( ) 当社の独立社外取締役 3 名は、企業経営の経験者や弁護士等それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言を行っております。
- ( ) 当社の独立社外取締役 3 名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また取締役会における重要な意思決定を通じて、経営の監督を行っております。
- ( ) 当社の独立社外取締役 3 名は、独立した立場で会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督しております。
- ( ) 当社の独立社外取締役 3 名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

**【原則 4 - 8、独立社外取締役の有効な活用】**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社では、取締役会において中立的な立場での意見を踏まえた議論を行うため、監査等委員である社外取締役2名と監査等委員以外の社外取締役1名の計3名の独立社外取締役を選任し、それぞれの選任理由を有価証券報告書や株主総会招集通知等を開示しております。

**【補充原則 4 - 8 - 1】**

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社の独立社外取締役3名は、必要に応じて随時連絡を取り合える状況になっており、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

**【補充原則 4 - 8 - 2】**

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社では、各独立社外取締役が必要に応じて経営陣との連絡や監査等委員会との連携を図れるよう、体制を整備しております。

**【原則 4 - 9、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、会社法上の要件と東京証券取引所が定める独立性基準を参考にして、社外取締役の独立性判断基準を定めており、具体的には以下のいずれにも該当していないこととしております。その結果、当社では取締役会において率直かつ活発で建設的な審議への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役として選任しております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人や事務所等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、上記(1)～(3)のいずれかに該当していた者

- ( 5 ) 次の ~ のいずれかに該当する者 ( 重要でない者を除く。 ) の二親等内の親族  
上記 ( 1 ) ~ ( 4 ) のいずれかに該当する者  
当社の子会社の業務執行者 ( 業務執行者でない取締役を含む。 )  
最近 1 年間に於いて、 または当社の業務執行者 ( 業務執行者でない取締役を含む。 ) に該当し  
ていた者
- ( 注 ) 1 . 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高 ( こ  
れに準ずるものを含む。以下同じ。 ) の 2 % または 1 億円のいずれか高い方の額以上の支払  
いを、当社から受けた者をいう。
- 2 . 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の 2 % 相当額以  
上の支払いを、当社に行った者をいう。 ( 当社が借入れをしている金融機関については、当  
社の資金調達において代替性がない程度に依存している金融機関に限る。 )
- 3 . 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度においてその者 ( 当該財産を得ている者が  
法人や事務所等の団体である場合は当該団体 ) の年間連結売上高または総収入金額の 10 % ま  
たは 1,000 万円のいずれか高い方の金額以上の金銭または財産をいう。
- 4 . 「重要でない者を除く」とは、業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの  
者、監査法人・法律事務所等に所属する者については公認会計士・弁護士 ( いわゆるアソシ  
エイトを含む。 ) クラスをいう。
- 5 . 離婚や離縁などによって親族関係が解消されている場合は、「親族」から除く。

**【原則 4 - 10、任意の仕組みの活用】**

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに  
当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の第 43 期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移  
行しております。これにより、当社の統治機能は大幅に充実しました。

**【補充原則 4 - 10 - 1】**

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過  
半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・  
客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意  
の諮問委員会を設置するなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外  
取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社において、取締役候補者の指名および執行役員の選任については、社外取締役を含む取締役会が  
定めた指名方針に沿う人物を、社外取締役を含む取締役会で審議のうえ決定しております。また、報酬  
の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会の決議  
により決定しております。

**【原則 4 - 11、取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備  
え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関す  
る適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向  
上を図るべきである。

当社の取締役会は、企業経営者や弁護士、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者など、全体としてバランス良く構成されております。なお、監査等委員のうち1名は、事業会社で財務部門を管掌していた者を選任しております。

また、取締役会は取締役の相互評価や評価結果の確認等を通じて、その機能の向上を図っております。

**【補充原則 4 - 11 - 1】**

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

現在、当社の取締役会の構成人員は9名（うち監査等委員である取締役は3名）で、経営全般、経理財務関係、営業関係、生産関係等の知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、多様性が確保されております。

当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

**【補充原則 4 - 11 - 2】**

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社では、社外取締役3名のうち1名が当社グループ以外の他の上場会社の代表取締役を兼任しておりますが、当社の社外取締役として必要となる時間と労力は十分に確保できるものと考えております。また、業務執行取締役は全員が、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社の取締役としての業務に専念できる体制になっております。

なお、当社の取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、適切に開示しております。

**【補充原則 4 - 11 - 3】**

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会は取締役会に対する監査・監督機能を有しており、また監査等委員は取締役会に出席するため、これにより取締役会全体の実効性が高まり、客観的な評価体制も大幅に強化されました。

こうした取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の開示については、その手法も含めて今後も引き続き検討してまいります。



**【原則 4 - 12、取締役会における審議の活性化】**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社の取締役会では、社外取締役3名が、企業経営の経験者や弁護士等それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づいて、独立した立場で経営戦略等への適確な助言や重要な意思決定における経営に対する監督、利益相反の監督等を行うなど、自由闊達で建設的な議論・意見交換に努めております。

**【補充原則 4 - 12 - 1】**

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- ( ) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- ( ) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- ( ) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- ( ) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- ( ) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月1回の頻度で開催し、取締役会の席において各取締役の予定を確認しながら数か月先の開催スケジュールを決定するなど、各取締役が取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

取締役会に付議される事項は、原則として経営会議等で事前に審議されることから、常勤の取締役は内容を熟知したうえで取締役会に出席しております。また、非常勤の取締役については、審議に必要な資料を準備するよう努めております。

**【原則 4 - 13、情報入手と支援体制】**

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人事面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じて関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、取締役会事務局である総務グループが中心となって、取締役の支援を行っております。

**【補充原則 4 - 13 - 1】**

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の社外取締役を含む取締役は、適切な意思決定を行うため、必要に応じて関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、監査等委員は、適切な監査を行うため、必要に応じて関連部署へ情報や資料の提供を求めています。

**【補充原則 4 - 13 - 2】**

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社の取締役が必要と考える場合には、当社の費用において外部の専門家の助言を得られるよう整備されております。

**【補充原則 4 - 13 - 3】**

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部統制監査室において把握された問題点等については、都度、当社および当該事業会社の社長に報告されております。報告された問題点等については、改善指示が出され、速やかに改善が行われております。また、内部監査で発見された重大な問題点等は、取締役会に報告されております。なお、社外取締役と社内との連絡や調整は、総務グループまたは常勤の監査等委員が行っております。

**【原則 4 - 14、取締役・監査役のトレーニング】**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社の新任者をはじめとする取締役は、必要に応じて外部の研修会やセミナー等に参加できるようにしております。その際の費用については、会社において負担しております。

**【補充原則 4 - 14 - 1】**

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社の社外取締役を含む取締役は、就任の際には必要に応じて、会社の事業・財務・組織等に関する知識を取得し、取締役に求められる役割と責務を理解する機会を設けております。また、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会が与えられております。

**【補充原則 4 - 14 - 2】**

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社の取締役は、取締役に求められる役割と責務を果たすために必要な知識等を習得するため、必要に応じて外部の研修やセミナー等を受講できるようにしております。また当社では、グループ企業の取締役や執行役員をはじめとする経営幹部を対象とした研修会を、適宜、実施しております。

## 第5章 株主との対話

### 【基本原則 5、株主との対話】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、株主総会の場以外においても経営陣幹部や取締役が株主と建設的に対話し、自らの経営方針を株主に分かりやすく説明しその理解を得ることが重要であると認識しております。そのため、IR広報室の担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社への理解を深めてもらうために定期的に投資家と対話する機会を設けております。

### 【原則 5 - 1、株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、経営企画グループIR広報室をIRの担当部署とし、株主から対話の申し入れがあった場合は、IR広報室が代表取締役や担当取締役等と協議したうえで対応することにしております。なお、対応窓口を一本化することにより、「内部情報管理規程」に基づくインサイダー情報の管理を徹底しております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を年1回開催しております。また、個人投資家向けの説明会を定期的に行い、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて株主や投資家から寄せられた意見等は、IR広報室から経営陣に報告され、企業価値の向上に活用しております。

### 【補充原則 5 - 1 - 1】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社は、株主との対話（面談）の対応について、経営企画グループIR広報室において行っております。また、株主の希望と面談の主な関心事項、株主の持株数等を合理的に判断したうえで、必要に応じて、経営陣幹部が面談に臨むことしております。

### 【補充原則 5 - 1 - 2】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- ( ) 株主との対話全般について、下記( )～( )に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- ( ) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

- ( ) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実にする取組み
- ( ) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- ( ) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- ( ) 当社は、IR担当の取締役を明確にしております。
- ( ) IR担当部署である経営企画グループを中心にして、総務グループ、財務グループ等の関連部署が随時ミーティングを行い、また日常的に連携しております。
- ( ) 経営企画グループにおいて電話等によるIR取材を積極的に受け付けているほか、定期的に決算説明会を開催して社長やIR担当の取締役が説明を行っております。
- ( ) IR活動を通じて把握された株主や投資家の意見等は、IR広報室から経営陣に報告され、情報の共有化が図られております。
- ( ) 内部情報管理規程を定め、定期的に学習の機会を設けるなど、インサイダー情報の管理に留意しております。

**【補充原則 5 - 1 - 3】**

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、半期に1回（3月末及び9月末時点）、株主名簿において株主構造を把握しております。

**【原則 5 - 2、経営戦略や経営計画の策定・公表】**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、株主や投資家の皆さまに当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくため、長期的な経営戦略やビジョンとともに、事業年度毎の業績等の見通しを公表しております。また、決算説明会等を通じて、その実現に向けた施策を、株主等に分かりやすい言葉で具体的に説明しております。

以上

(2016年6月24日改訂)